

平成 29 年度  
第 1 回 常磐市民センター運営審議会

日時 平成 29 年 6 月 7 日 (水)

午前 10 時から

場所 常磐市民センター 会議室

次 第

1 開 会

2 運営審議会会長あいさつ

3 議 事

(1) 平成 28 年度利用状況について

(2) 平成 29 年度常磐市民センター運営方針及び重点目標について

(3) 平成 29 年度事業計画について

(4) 平成 29 年度定期講座募集状況について

(5) その他

4 閉 会

## 水戸市常磐市民センター運営審議会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	所 属	役 職	備 考 (選出区分)
1	吉羽 文男	ランド常磐の会	会 長	市民活動団体
2	小林 富雄	社会福祉協議会常磐支部	支部長	市民活動団体
3	森田 聰	常磐小学校	校 長	学校教育関係者
4	坂口 しづ子	常磐地区社会体育振興会	副会長	社会教育関係者
5	渡邊 みね子	常磐女性会	副会長	社会教育関係者
6	宮田 武範	常磐小学校 P T A	会 長	家庭教育関係者

任期 平成28年4月1日～平成30年3月31日

### 水戸市常磐市民センター職員

所 長 山田 斎

職 員 石川 隆男

職 員 大澤 美智子

職 員 藤田 美智子

(1) 平成28年度利用状況

○市民センター部屋別利用状況

室内区分		市民センター	社教団体	市	県	その他	合計
ホール	件数	473	17	218	1	246	955
	人員	11,385	849	4,667	11	4,580	21,492
和室	件数	168	27	2	1	124	322
	人員	2,052	458	15	7	1,104	3,636
会議室	件数	195	120	22	2	379	718
	人員	3,606	1,947	191	30	3,198	8,972
内訳	会議室	件数	138	40	19	1	249
		人員	2,504	740	157	25	5,996
	多目的ルーム	件数	42	45	1	1	112
		人員	901	899	10	5	1,986
	ボランティアルーム	件数	1	2	1	0	96
		人員	5	14	12	0	380
	コミュニティルーム	件数	14	33	1	0	59
		人員	196	294	12	0	579
調理室	件数	17	2	0	0	11	30
	人員	394	30	0	0	214	638
図書室	件数						0
	人員					36	36
合計	件数	853	166	242	4	760	2,025
	人員	17,437	3,284	4,873	48	9,132	34,774
館外事業	主催事業	件数	55				55
		人員	6,061				6,061
	共催事業	件数	5				5
		人員	1,679				1,679
合計	件数	60					60
	人員	7,740					7,740
総計	件数	913	166	242	4	760	2,085
	人員	25,177	3,284	4,873	48	9,132	42,514

○月別利用人員

	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
年度	館 内	2,306	2,471	3,048	2,631	1,628	2,915	2,530
	館 外	0	28	108	5,375	31	101	1,682
	合 計	2,306	2,499	3,156	8,006	1,659	3,016	4,212
年度	館 内	2,385	2,869	2,822	2,589	1,781	2,657	2,805
	館 外	26	65	106	5,079	36	36	1,318
	合 計	2,411	2,934	2,928	7,668	1,817	2,693	4,123

	月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度比較
年度	館 内	2,561	2,830	2,754	6,292	2,808	34,774	△ 195
	館 外	152	90	63	63	47	7,740	875
	合 計	2,713	2,920	2,817	6,355	2,855	42,514	680
年度	館 内	2,515	3,083	2,658	6,120	2,685	34,969	
	館 外	31	41	45	42	40	6,865	
	合 計	2,546	3,124	2,703	6,162	2,725	41,834	

○図書利用状況

	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
28 年 度	貸出人數	2	3	2	4	4	5	2
	貸出冊數	3	6	3	11	35	9	5
27 年 度	貸出人數	8	12	7	25	8	8	3
	貸出冊數	15	18	17	31	38	35	35

	月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度比較
28 年 度	貸出人數	3	0	2	2	1	30	△ 80
	貸出冊數	4	0	3	8	2	89	△ 224
27 年 度	貸出人數	5	12	9	3	10	110	
	貸出冊數	40	33	30	8	13	313	

## (2) 平成29年度水戸市常磐市民センター運営方針及び重点目標

### 運 営 方 針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられるまちを形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

常磐市民センターにおいては、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努め、さらには、東日本大震災での経験を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

### 重 点 目 標

#### 1 地域コミュニティ活動の推進

##### (1) 地域コミュニティ活動の活性化

- (ア) 常磐地区自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決を進めることができるよう、地域コミュニティプラン実現に向けた取組への支援に努めながら、住みよいまちづくり推進協議会を中心とした自主的な活動を推進する。
- (イ) 各種コミュニティ団体等の活動を支援するとともに、NPO等との連携を促進しながら、よりよい地域づくりに向けた情報の共有化を進めるなど、地域コミュニティ推進体制の充実、連携強化を図る。
- (ウ) 町内会・自治会への参加意識や自治意識の高揚を図るため、ランド常磐の会や関係機関と連携しながら、地域コミュニティ活動内容を積極的に発信するとともに、ランド常磐の会の基盤である町内会・自治会の加入率の向上に努める。
- (エ) 市民自らが意欲を持って地域活動に参加できるよう、一人一役運動を進めるほか、人材育成のための研修会を通して、地域を支えるリーダーづくりを推進する。

##### (2) 地域コミュニティ活動環境の充実

常磐市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け、施設の利用状況や地域の実情等にあわせたコミュニティルームの運営を推進するとともに、施設の利用者数や周辺の状況等を踏まえつつ狭あい駐車場の解消に努める。

##### (3) 地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものであることから、平常時より、地域での防災訓練への支援、地域における災害リスクや連絡体制の確認を行うなど、ランド常磐みんなでつくる防災ネットワークとの連携を図る。

## 2 生涯学習活動の推進

### (1) 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点施設である常磐市民センターにおいては、「個人の要望」する学習による生きがいづくりを進めるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、少子高齢化への対応などの「社会の要請」に応じた、現代的課題を取り扱った学習機会の提供に努める。

また、内原中央公民館や常磐市民センターの一般教養講座・教室・クラブ等、みと好文カレッジの事業を総称した『みと弘道館大学』が市民に親しまれ、生涯学習が市民のライフスタイルに定着し生涯にわたって学び続けることができるような学習機会の提供に努める。

#### (ア) 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習のきっかけづくりを図るとともに、それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

#### (イ) 現代的課題を取り扱った講座の開催

変化の激しい社会情勢に対応していくために、成人家級、高齢者学級（常磐寿大学）等の講座に現代的課題を取り扱ったテーマを組み入れるなどの手法により、地域課題を主体的に捉える学習機会の充実に努める。

また、事業実践集を活用しながら、ランド常磐の会と常磐市民センターが一体となった協働事業を積極的に展開するよう努める。

#### (ウ) 家庭教育学級（常磐ふれあい学級）等の開催

家庭は、子どもが基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善惡の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割がある。

これまでの常磐ふれあい学級の内容に加え、未就園児や小学校低学年を中心とする家庭教育の支援を強化し、家庭が本来果たすべき役割を見つめ直し、親の役割、子どもの心の理解、様など家庭での教育について考え、学び合う家庭教育学級等を開催する。

さらに、茨城県教育委員会が作成発行している「家庭教育ブック」等を活用し、小学校との共催により、就学時健康診断や入学説明会などの機会を捉えた家庭教育講演会を開催し、家庭の教育力向上に努める。

### (2) 学習の成果を活かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに活かせるよう支援し、常磐地区内の入材の発掘・育成を行うとともに、地域の活性化や特色あるまちづくりにつながっていくよう環境づくりに努める。

#### (ア) 地域資源の活用推進

市内には、歴史的な資産や史跡をはじめ博物館、歴史館などの文化施設、学校や大学などの物的資源やそれぞれの施設に所属する職員などの人的資源があり、豊かな地域資源に恵まれている。このような地域にある資源を活用した事業を開催するとともに、生涯学習の振興に取り組む機関や団体との連携を図りながら、地域資源の有効活用に努める。

#### (イ) 学習活動の成果を発表する場の創出

常磐市民センターを会場に開催している講座の展示会や発表会など、学習の成果を発表する場を創出することにより、学習者同士や参加者との交流を拡大させ、新たなネットワーク構築に努める。

(ウ) 学習の成果を地域活動に活かす仕組みづくり

生涯学習の成果をボランティア活動や地域活動に活かすことが、地域の活性化に大いに役立つものと期待されている。常磐市民センターで学んだ市民が、その成果を地域コミュニティ活動につながるよう人材の育成と活用に努める。

(エ) 事業評価に基づく事業の推進

常磐市民センターの講座や事業に参加した市民が日常生活の中で、学習の成果をどのように活かし、また、地域の中で、どれだけ活動に関わっているのかなど、事業の成果を検証することが求められている。

常磐市民センターにおいては、実施した講座や事業について自己評価を行うとともに、自己評価をもとに、運営審議会等第三者機関による検証を行い、効果的な事業運営に努める。

(3) 学校、家庭、地域の連携の強化

学校、家庭、地域が目標や課題を共有し、それぞれが連携して対応策について取り組めるシステムを構築し、地域社会全体の教育力の向上に努める。

常磐市民センターにおいては、それぞれをつなぎ結ぶ地域拠点施設としての機能を十分發揮する。

(ア) 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む

学校、家庭、地域が相互に連携を図りながら、様々な形で異年齢集団との交流や大人と接する事業など、子どもたちが直接体験する場を提供し、社会全体で次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む活動の推進に努める。

(イ) 社会全体で支える家庭教育

子どもたちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために、家庭の教育力の向上だけでなく、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちの成長を温かく見守りながら、家庭教育を社会全体で支える仕組みづくりに努める。

### (3) 平成29年度事業計画

○定期講座 平成29年5月～平成30年3月（8月休講）

①教室（7）

②ランド常磐の会生涯学習部事業（1）

③クラブ（29）

※詳細は10頁参照

### ○一般教養講座

誰	月	日	曜日	内容	講師	場所
常磐寿大学	6	26	月	<開講式> 「応急手当講習会」AEDの使い方	一般社団法人 水戸地区救急普及協会	常磐市民センター ホール
	7	24	月	講話 1部 「歌謡曲にみる昭和の世界」 2部 「元気な口と食の講座」	ランド常磐の会 会長 吉羽 文男 高齢福祉課	常磐市民センター ホール
	9	25	月	人権啓発講演会 「幸せを考えよう」	茨城大学生涯学習教育研究センター 外部講師 鈴木 宏治	常磐市民センター ホール
	10			移動学習 方面 未定		
	11	27	月	<閉講式> 脳が喜ぶ！笑顔がうまれる！ 「シナプソロジー」	理学療法士 林 俊人	常磐市民センター ホール
ふれあい学級	6	30	金	<開講式> 朗読会	さくら前線おはなしの国	常磐幼稚園 遊戲室
	11	15	水	LEDでクリスマス飾り作り	角田 恒己	常磐幼稚園 遊戲室
	1	30	火	<開講式> 「応急手当講習会」AEDの使い方	一般社団法人 水戸地区救急普及協会	常磐市民センター ホール
サマーチャレンジスクール	7	27	木	親と子の料理教室	水戸市食生活改善推進員	常磐市民センター 調理室
	8	1	火	(3回シリーズ) 子ども将棋教室	日本将棋連盟水戸支部支部長 棋道指導員 鶴志田 稔	常磐市民センター 和室
	8	8	火			
	8	22	火			
	8	4	金	絵画教室（小学1年生～6年生対象）	大森 利夫	常磐市民センター ホール
セミナー	1	31	水	みそ作り	長山糀製造本舗 長山 勝紀	常磐市民センター 調理室
郷土史講座	6	24	土	ときわ歴史散歩 八幡宮から曝井まで	小林 富雄	常磐地区
	12	5	火	郷土文学講座 桜川方面予定	茨城大学名誉教授 佐々木 靖章	

○催事関係

・ときわ夏まつり

月	日	曜	内容	場所
7	29	土	子ども太鼓、子ども神輿、ふるさと音頭、花笠音頭、フラダンス、リトルプリンセス、模擬店、 bingoゲーム、花火大会、防災訓練、その他	常磐小学校

・常磐地区市民運動会

月	日	曜	内容	場所
10	8	日	市民運動会(雨天時体育館)	常磐小学校

・ときわ春まつり

月	日	曜	内容	場所
2	24 25	土 日	催事・展示・発表会	常磐市民センター

○関連行事

月	日	曜	内容	場所
9	20	水	文化講演会	常磐小学校
10	15	日	常磐地区市民歩く会 千波公園到着後、スポーツフェスティバルへ自由参加～現地解散	常磐小学校 ～千波公園
11	11	土	常磐小学校一本杉ふれあいのつどい 教室・クラブ参加予定	常磐小学校 常磐市民センター

・郷土かるた大会

月	日	曜	内容	場所
1		日	市制施行90周年記念作成のかかるたを使用し、市内の自然や歴史・文化遺産を楽しく理解し、郷土愛を養う。	常磐市民センター

・いきいき健康クラブ（4月～3月、月3回、第2・3・4月曜日）

・元気アップ・ステップ運動（4月～3月）

・ランド常磐みんなでつくる防災ネットワーク事業（協力）

事業実施主体：ランド常磐みんなでつくる防災ネットワーク実行委員会（年間6回開催）

・常磐ふれあい給食（協力）

主 催：常磐小学校

ねらい：水戸市は、給食の時間を食育指導や豊かな人間関係をつくる場とし、児童生徒の健全な発達のために、栄養とバランスのとれた安全、安心でおいしい給食を提供している。学校給食の試食を通じ、地域や家庭と連携して、食育の普及啓発の推進を図るため、「常磐ふれあい給食」を実施する。

対象者：常磐地区住民等

時 期：平成24年度より実施し、不定期 限定20食で実施する。

場 所：常磐市民センター 会議室

時 間：12：00～12：50分（食事の前に栄養士が、献立・食育等の話をする。）

○地区内各種団体活動支援（ボランティア団体を含む）

- ・各団体の活動を必要に応じて協力する

- ①ランド常磐の会及び各専門部

- ②ランド常磐の会構成の17団体（18頁参照）

- ・ボランティア活動

- ①ときわふれあいでんわ（木曜日午後、金曜日午前）：常磐小学校児童の活動参加は5月より月2回実施

- ②ときわ子どもサロン（木曜日午前10時～12時）：常磐女性会

- ③図書室ボランティア（月・火・水・金午後2時～5時）：一般公募ボランティア5名

## (4) 平成29年度 定期講座募集状況

H. 29. 5現在

No.	教室名	受講生		合計	前年度	増減	講師名(敬称略)	代表者名(敬称略)
		新規	合計					
1	子供将棋		15	15	23	-8	鴨志田 稔	-
2	親子体操		15	15	23	-8	鈴木 真里子	柏由美子
3	親子英語		13	13	11	2	吉井 厚子	木村みすず
4	ハッピークッキング		20	20	25	-5	高杉 昭子	玉川 晃三
5	ソフトエアロ&ストレッチ		14	14	11	3	藤來 真人	岩城 純江
6	ときわサイエンスカフェ		13	13	19	-6	尾林 彩乃	
7	(新) 音楽とお話が 楽しめるサロン		16	16	-	16	-	加藤 辰雄
8	常磐歴史研究会		16	16	21	-5	-	小林 富雄
小 計			122	122	133	-11		

No.	クラブ名	受講生		合計	前年度	増減	講師名(敬称略)	代表者名(敬称略)
		継続	新規					
1	ソフトエアロ&ストレッチ	21	1	22	27	-5	藤來 真人	大島 光子
2	着付け	14	1	15	19	-4	軽部 素子	坂本由美子
3	生け花(龍生派)	17	0	17	19	-2	内田 富子	ト部 幸子
4	歌謡	18	1	19	21	-2	金沢 はるみ	佐藤 雄一
5	卓球1部	20	3	23	22	1	自主トレーニング	助川 健一
6	卓球2部	17	2	19	18	1	石田 芳美	村上 邦夫
7	パッチワーク	10	0	10	11	-1	藤田 恵子	草野 京子
8	オカリーナ(B)	19	2	21	24	-3	須藤 真紀子	荻谷 三枝子
9	ちぎり絵	8	0	8	10	-2	為我井 正明	東條 みち江
10	太極拳	35	4	39	39	0	蔀 三代子	加藤 辰雄
11	ゴルフクラブ	17	7	24	19	5	寺沼 幸雄	小野寺 良昭
12	スポーツ吹矢	12	4	16	15	1	國井 泰	大曾根 一己
13	フラダンス	8	4	12	11	1	篠田 順子	半田 禮子
14	和裁	8	1	9	10	-1	川崎 キイ	高橋 和子
15	ダンススポーツ(水)	19	2	21	22	-1	作山 千枝子	荒川 友勝
16	なぎなた	16	0	16	16	0	小野 信江	石川 靖子
17	ヨーガ	16	3	19	20	-1	今橋 恵美子	北原 倫未
18	ウクレレ	19	2	21	21	0	石田 芳美	田口 千秋
19	ダンススポーツ(木)	11	2	13	15	-2	浅野 鉄太郎	柴田 繁
20	オカリーナ(A)	19	0	19	24	-5	須藤 真紀子	齊藤 恵子
21	茶道(表千家)	7	0	7	9	-2	岡崎 宗香	小口 美千
22	フレッシュ体操	25	1	26	25	1	山家 美江子	松島 昌子
23	レクリエーションダンス	12	1	13	12	1	池田 洋子	国井 敏子
24	囲碁	20	1	21	23	-2	飛田 道雄	下飯坂 豊
25	卓球(夜)	13	2	15	16	-1	自主トレーニング	横倉 正義
26	ときわコーラス	27	1	28	28	0	山口 てる子	長谷川 富美枝
27	ウォーキング	32	6	38	44	-6	菅原 利満	磯畑 たつ美
28	書道	22	3	25	40	-15	武藤 幹子	石岡 靖夫
29	フォークダンス	13	0	13	15	-2	池田 洋子	柏 洋子
小 計		495	54	549	595	-46		
合 計		495	176	671	728	-57		

## ○水戸市市民センタ一条例

平成21年9月29日

水戸市条例第33号

改正 平成22年3月24日条例第13号

平成23年3月25日条例第9号

平成23年7月12日条例第25号

平成26年6月30日条例第36号

平成27年3月24日条例第9号

平成28年6月30日条例第34号

### (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

### (事業)

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

### (使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付すことができる。

### (使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならぬ。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。
- 4 会長は、審議会の会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は平成21年12月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第4条の規定の例により行なうことができる。

付 則（平成22年3月24日条例第13号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市五軒市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行なうことができる。

付 則（平成23年3月25日条例第9号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成23年7月12日条例第25号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市常磐市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行なうことができる。

付 則（平成26年6月30日条例第36号）

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表水戸市見和市民センターの項の改正規定 平成26年7月1日

(3) 別表水戸市上大野市民センターの項の改正規定 平成26年10月1日

(準備行為)

- 2 前項第2号に定める日以後の水戸市見和市民センターの使用及び同項第3号に定める日以後の水戸市上大野市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、これらの日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則（平成27年3月24日条例第9号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年6月30日条例第34号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市稲荷第一市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

## 別表（第2条関係）

(平22条例13・平23条例9・平23条例25・平26条例36・平28条例34・一部改正)

名称	位置
水戸市三の丸市民センター	水戸市三の丸1丁目6番60号
水戸市五軒市民センター	水戸市五軒町1丁目2番12号
水戸市新荘市民センター	水戸市新荘2丁目11番2号
水戸市城東市民センター	水戸市城東3丁目1番47号
水戸市竹限市民センター	水戸市柳町2丁目5番8号
水戸市常磐市民センター	水戸市西原1丁目3番12号
水戸市緑岡市民センター	水戸市見川町2563番地
水戸市寿市民センター	水戸市平須町1636番地
水戸市上大野市民センター	水戸市吉沼町1768番地の2
水戸市柳河市民センター	水戸市柳河町673番地の1
水戸市渡里市民センター	水戸市堀町466番地の7
水戸市吉田市民センター	水戸市元吉田町1736番地の5
水戸市酒門市民センター	水戸市酒門町1374番地の6
水戸市石川市民センター	水戸市石川2丁目4243番地
水戸市飯富市民センター	水戸市飯富町4449番地の8
水戸市国田市民センター	水戸市下国井町1212番地の4
水戸市桜川市民センター	水戸市河和田町2894番地の4
水戸市上中妻市民センター	水戸市大塚町1157番地の1
水戸市山根市民センター	水戸市全隈町78番地の1
水戸市見川市民センター	水戸市見川2丁目179番地の1
水戸市千波市民センター	水戸市千波町1396番地の4
水戸市見和市民センター	水戸市見和2丁目224番地の1
水戸市双葉台市民センター	水戸市双葉台2丁目1番地の5
水戸市笠原市民センター	水戸市笠原町358番地の5
水戸市赤塚市民センター	水戸市河和田3丁目2329番地の3
水戸市吉沢市民センター	水戸市吉沢町243番地の3
水戸市堀原市民センター	水戸市新原1丁目9番16号
水戸市下大野市民センター	水戸市下大野町6094番地の1
水戸市稲荷第一市民センター	水戸市大串町2134番地
水戸市稲荷第二市民センター	水戸市栗崎町1695番地の4
水戸市大場市民センター	水戸市大場町2283番地の1

# ○水戸市市民センター条例施行規則

平成22年3月30日

水戸市規則第14号

改正 平成28年3月31日規則第34号

## (趣旨)

第1条 この規則は、水戸市市民センター条例（平成21年水戸市条例第33号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

## (使用時間)

第2条 水戸市市民センター（以下「センター」という。）の使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

## (利用)

第3条 センターは、管理上支障がある場合を除き、年間を通して利用に供することとする。

## (使用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、使用日の1ヶ月前の日の属する月の初日から使用日の3日前までに、市民センター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、市民センター使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付する。

## (使用期間の制限)

第5条 センターの使用は、引き続き3日を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

## (許可に係る事項の変更等)

第6条 センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可に係る事項の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の3日前までに市民センター使用変更（取消）申請書（様式第3号）に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに審査してその適否を決定し、市民センター使用変更（取消）許可書（様式第4号）を交付する。

## (使用許可の取消し等)

第7条 市長は、条例第7条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限するときは、市民センター使用許可取消等通知書（様式第5号）を交付する。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設以外の施設を使用しないこと。
- (2) 施設に設備を付加し、又は設置しないこと。
- (3) 使用する施設の定員を超えて使用しないこと。
- (4) 物品の販売、寄付金の募集等を行わないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (5) 火気を使用しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (6) 壁、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (7) 広告その他これに類するものを掲示しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (8) 危険物及び他人に迷惑となる物を持ち込まないこと。
- (9) 定められた場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。
- (10) 飲酒をしないこと。
- (11) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (12) 使用後は、施設の清掃を行うこと。
- (13) その他センターの職員の指示に従うこと。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月31日規則第34号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）

前にされた処分又は施行日前にされた申請に対する不作為に係るものについては、なお従前の例による。

4 施行日前に作成した各様式の用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

## 水戸市ランド常磐の会内規

### 水戸市ランド常磐の会 第3条の2

第1条 会則第3条に規定する関連の各種団体は次のとおりとする。

- (1) 常磐地区自治連合会
- (2) 水戸市社会福祉協議会常磐支部
- (3) 常磐地区高齢者クラブ連合会
- (4) 水戸市常磐女性会
- (5) 常磐学区子供会育成連合会
- (6) 水戸市立常磐小学校 PTA
- (7) 水戸市立常磐幼稚園 PTA
- (8) 常磐地区社会体育振興会
- (9) 水戸市体育指導委員
- (10) 民生児童委員協議会（常磐地区）
- (11) 水戸市婦人防火クラブ常磐支部
- (12) 水戸市保健推進員連絡協議会常磐支部
- (13) 水戸市食生活改善推進員会
- (14) 好文カレッジときわ推進委員会
- (15) 交通安全パトロール
- (16) 水戸一中学区青少年育成会
- (17) ときわふれあいでんわの会

### 付 則

この内規は、平成8年4月1日から施行する。

この内規は、平成12年4月25日一部改正

この内規は、平成14年4月27日一部改正